

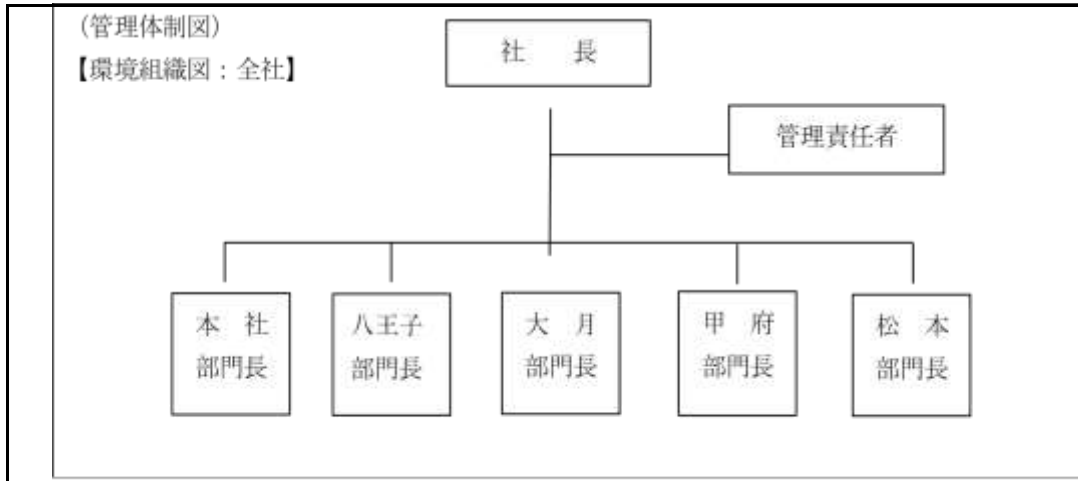
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6 年 5 月 21 日	
山梨県知事	
長崎 幸太郎 殿	
提出者	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株) 甲府事業所
住 所	山梨県中巨摩郡昭和町西条2785
氏 名	甲府事業所長
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	055-268-7081
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)甲府事業所
事業場の所在地	山梨県中巨摩郡昭和町西条2785
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業【D06】
② 事業の規模	完成売上高 18.4億円（令和5年度）
③ 従業員数	32人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	当社は中間処理施設を有せず、廃棄物処理を処理業者に委託している。 ・がれき類（コンクリート塊）→中間処理場へ運搬し、再生砕石として再資源化 ・木屑→再生処理業者に委託して再資源化（燃料・紙） ・廃ブラ→再生処理業者に委託して再資源化（製品） ・汚泥→再生処理業者に委託して再資源化（改良土）

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 1,371 t							
	産業廃棄物の種類	アスコンがら	コンクリートがら	管理型混合	廃プラ	プラ製廃容器	伐採木	汚泥
	排出量	86	1	93	115	4	1,033	39
	（これまでに実施した取組） ・請負契約に含まれているものは、基本的に抑制することが出来ない（伐採）が工法等の変更を提案し抑制に努めている。 ・梱包材の簡素化（廃プラスチック類、木屑、ダンボールの減少）							
②計画	【目標】 1,410 t							
	産業廃棄物の種類	伐採木	廃プラ	コンクリートがら	アスコンがら	汚泥		
	排出量	1,200	161	1	43	5		
	（今後実施する予定の取組） ・請負契約に含まれているものは、基本的に抑制することが出来ない（伐採）が工法等の変更を提案し抑制に努めている。 ・梱包材の簡素化（廃プラスチック類、木屑、ダンボールの減少）							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ガレキ類（コンクリート塊、アスファルト塊）木屑、石膏ボード、金属屑、紙屑、廃プラ、ガラス、陶器屑を分別する。 ・他の廃棄物に混入しないように確実に、分別・保管を実施する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現取組の継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	管理型混合	伐採木
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	管理型混合	伐採木
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	管理型混合	伐採木
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	管理型混合	伐採木
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	管理型混合	伐採木
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	管理型混合	伐採木
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		1,371 t						
	産業廃棄物の種類	アスコンがら	コンクリートがら	管理型混合	廃プラ	プラ製廃容器	伐採木	汚泥	
	全処理委託量	86	1	93	115	4	1,033	39	
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量	86	1	93	115	4	1,033	39	
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
（これまでに実施した取組） 委託基準に従って、産廃処理を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 委託先処理業者の現地確認を実施した。（一部）									

(第5面)

②計画	【目標】	1,410 t					
	産業廃棄物の種類	伐採木	廃プラ	コンクリート がら	アスコンがら	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	1,200	161	1	43	5	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量						
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,200	161	1	43	5	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量						
	(今後実施する予定の取組)						
	・委託基準に従って、産廃処理を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。						
	・委託先処理業者の現地確認を実施する。						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。